

〔肺がん検診
乳がん検診〕 合同開催

精密検査医療機関登録制度 に関する説明会

令和8年2月12日（木） 18:30～ Zoom

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会

肺がん・登録評価部会

乳がん・子宮がん部会

事務局（山梨県福祉保健部健康増進課）

本日の説明事項

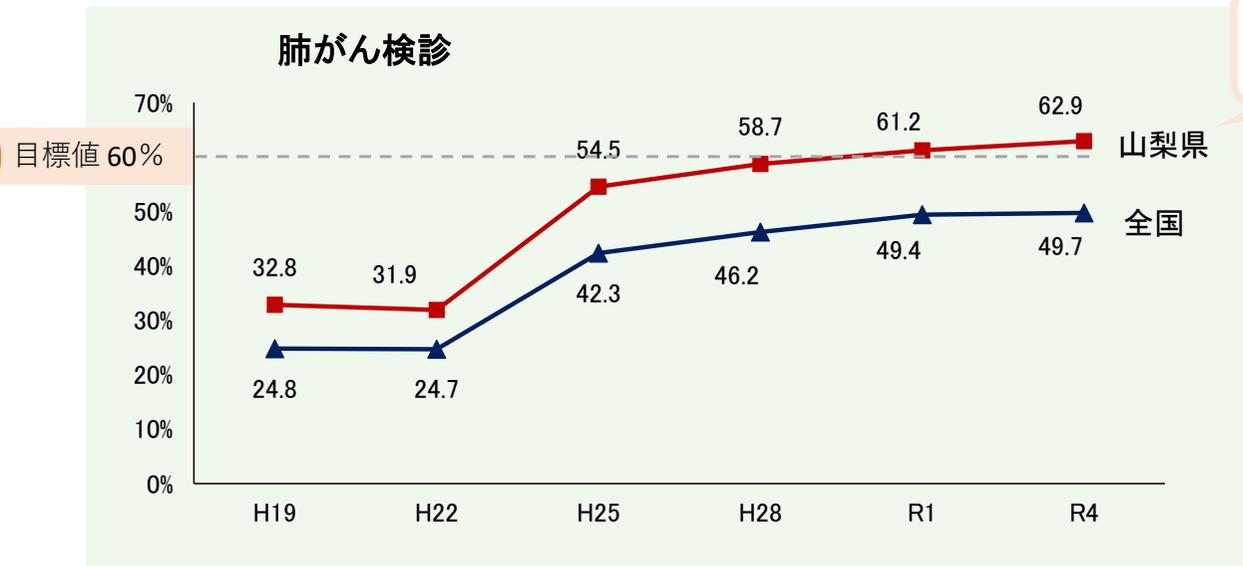
- (1) 山梨県のがん検診の現状と課題
- (2) 統一運用フロー
- (3) 届出の記載方法
- (4) 今後のスケジュール

(1) 山梨県のがん検診の現状と課題

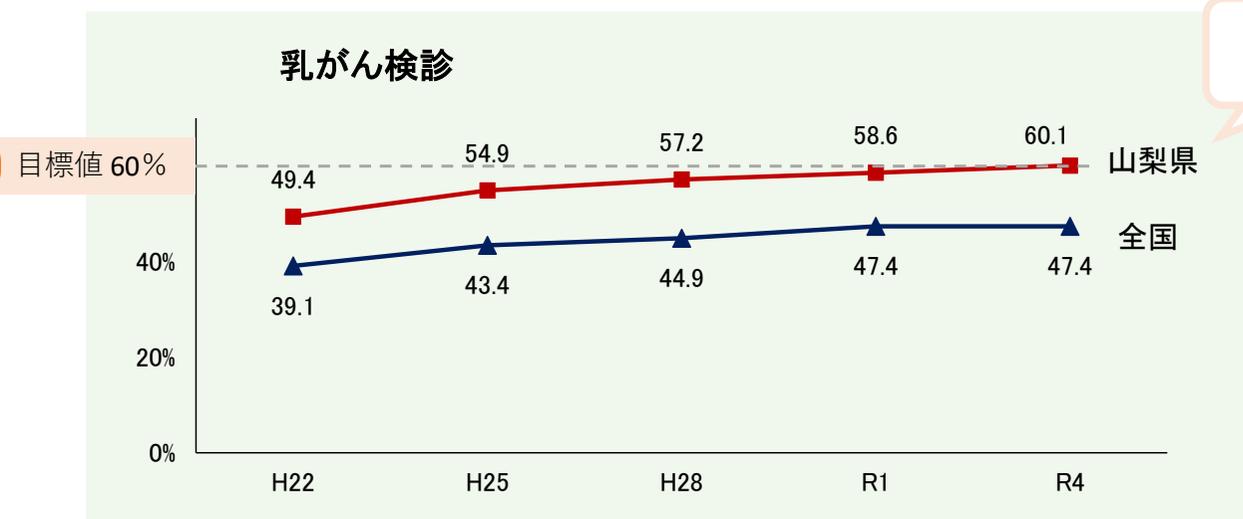
がん検診受診率

○ がん検診の受診率は高い

達成



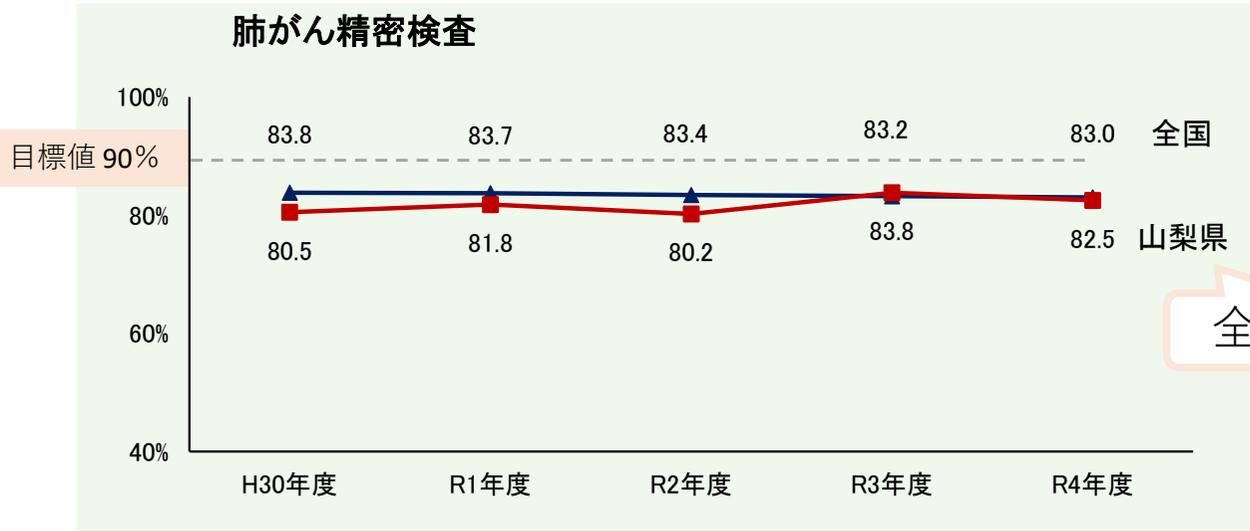
達成



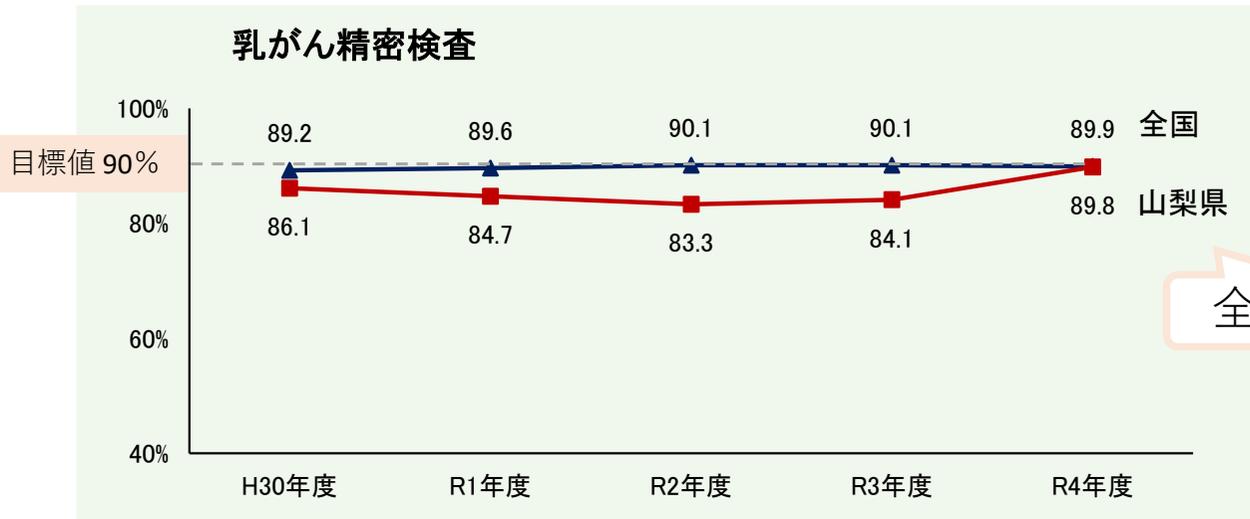
精密検査受診率

○ 精密検査の受診率は低い

未
達



未
達



出典：地域保健・健康増進事業報告

【課題】 精密検査の受診率が低い

理由 ①

- **要精検者へ、受診できる「精検医療機関一覧」を提示できていない**
 - ・ 市町村が精検医療機関を把握できていないため、要精検者へ一覧を提示できない

理由 ②

- **要精検者の受診状況を、市町村が把握できていない**
 - ・ 精検結果の報告をお願いできていない精検医療機関がある
 - ・ 精検結果を報告する方法（報告先、様式など）が統一されていない
- ▼
- ・ 市町村から要精検者への確認作業が必要となり、未受診者への勧奨が徹底できない
 - ・ 受診状況が把握できないと、正確な受診率が算出できない

【課題】 精密検査の受診率が低い

理由 ①

- 要精検者へ、受診できる「精検医療機関一覧」を提示できていない

解決策

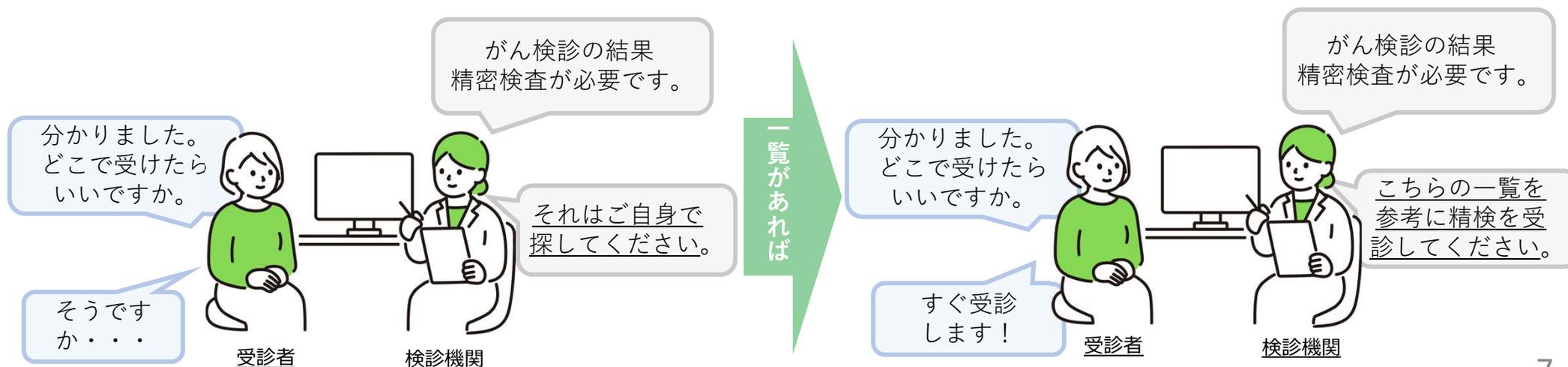
➤ 精検医療機関一覧を作成し受診勧奨する

- 精検医療機関の登録制度※を創設

※ 生活習慣病管理指導協議会の各部会長による登録

- 登録された「精検医療機関一覧」を市町村・検診機関へ共有

- 市町村・検診機関が要精検者に一覧を提示し、受診を促す（受診勧奨）



がん検診精密検査登録医療機関

山梨県では、精密検査に関する一定の施設基準を満たす医療機関を「がん検診精密検査登録医療機関」として登録しています。

検診機関から渡される「精密検査依頼書兼報告書」と「紹介状」を持って、登録医療機関にて必ず精密検査を受けてください。

※各精密検査は保険診療となります。

登録医療機関の一覧は以下のPDFをご覧ください。（肺がん、乳がんは令和8年度に掲載予定）

胃がん

[PDF 山梨県胃がん検診精密検査登録医療機関一覧表 \(PDF: 125KB\)](#)

大腸がん

[PDF 山梨県大腸がん検診精密検査登録医療機関一覧表 \(PDF: 111KB\)](#)

子宮頸がん

[PDF 山梨県子宮頸がん検診精密検査登録医療機関一覧表 \(PDF: 96KB\)](#)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
中北	甲府市	●●	■■	▲▲
峡東	笛吹市	○○	□□	△△
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

【課題】 精密検査の受診率が低い

理由 ②

- 要精検者の受診状況を、市町村が把握できていない

解決策

➤ 結果報告の方法を県下で統一し、受診状況を把握する

- 結果報告の方法を県下で統一して運用する

- 未把握を減らし、未受診者への受診勧奨を徹底する



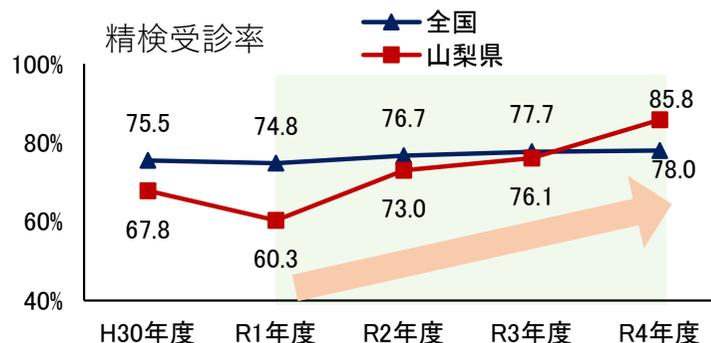
各がん検診の統一運用について

取組状況

	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
子宮頸がん検診	統一運用の検討		運用開始					
胃がん検診 大腸がん検診			統一運用の検討			運用開始		
乳がん検診 肺がん検診						統一運用の検討		運用開始 (予定)

効果

(子宮頸がん検診の場合)



令和元年度



令和4年度



県下統一運用の効果

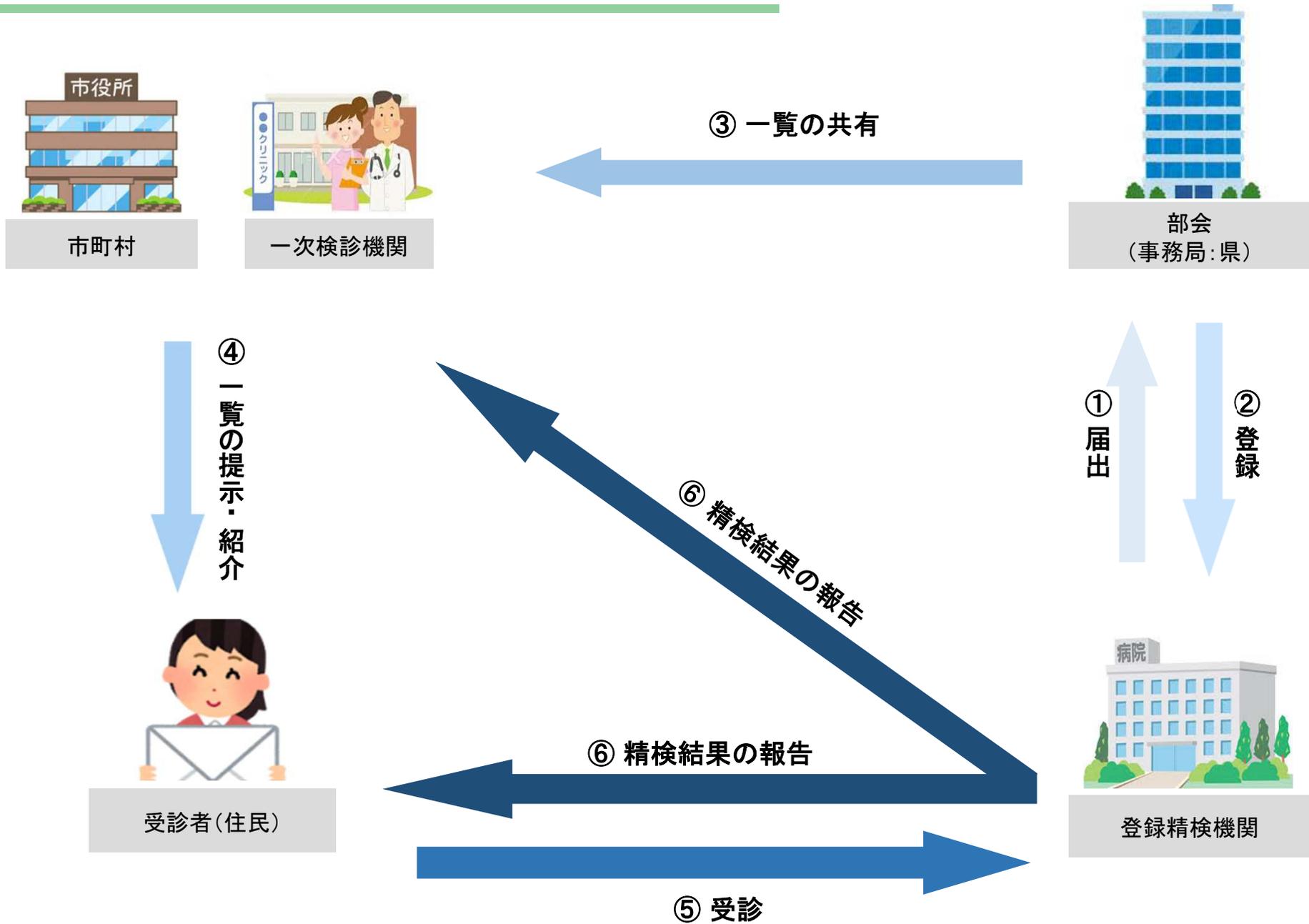
- 受診者へ登録精検機関の一覧を提供
 - **受診者の利便向上**
 - **精検受診率の向上**
 - **精検医療機関へのインセンティブ（精検受診者の増加など）**

- 医師及び設備等について施設基準を満たす精検医療機関のみを登録
 - **検診の精度管理の維持・向上**

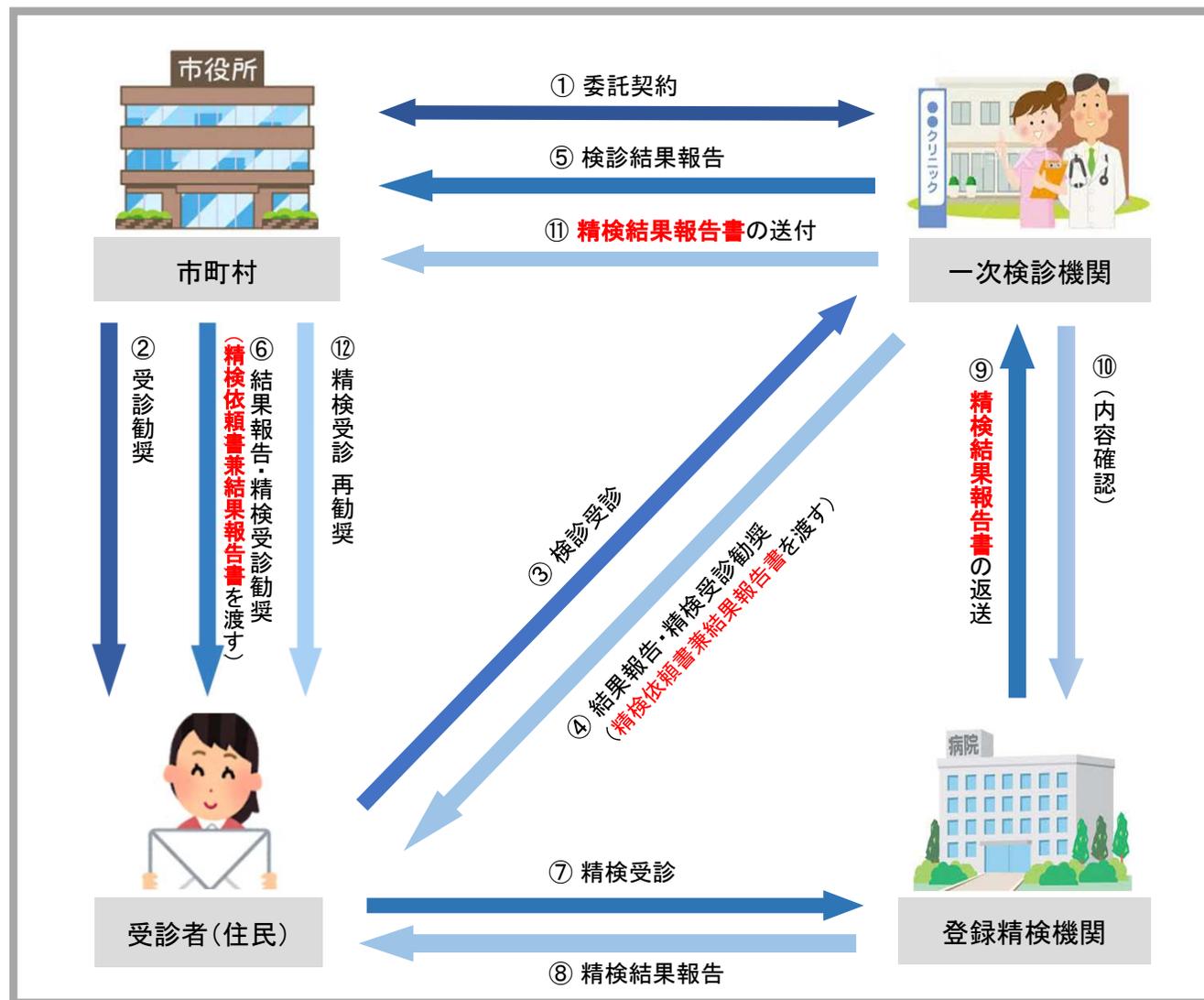
- 一次検診機関を通じた精検結果の報告
 - **精検結果の未把握の解消**
 - **報告作業の効率化**

(2) 統一運用フローについて

登録の流れ



統一運用フロー 【全体】

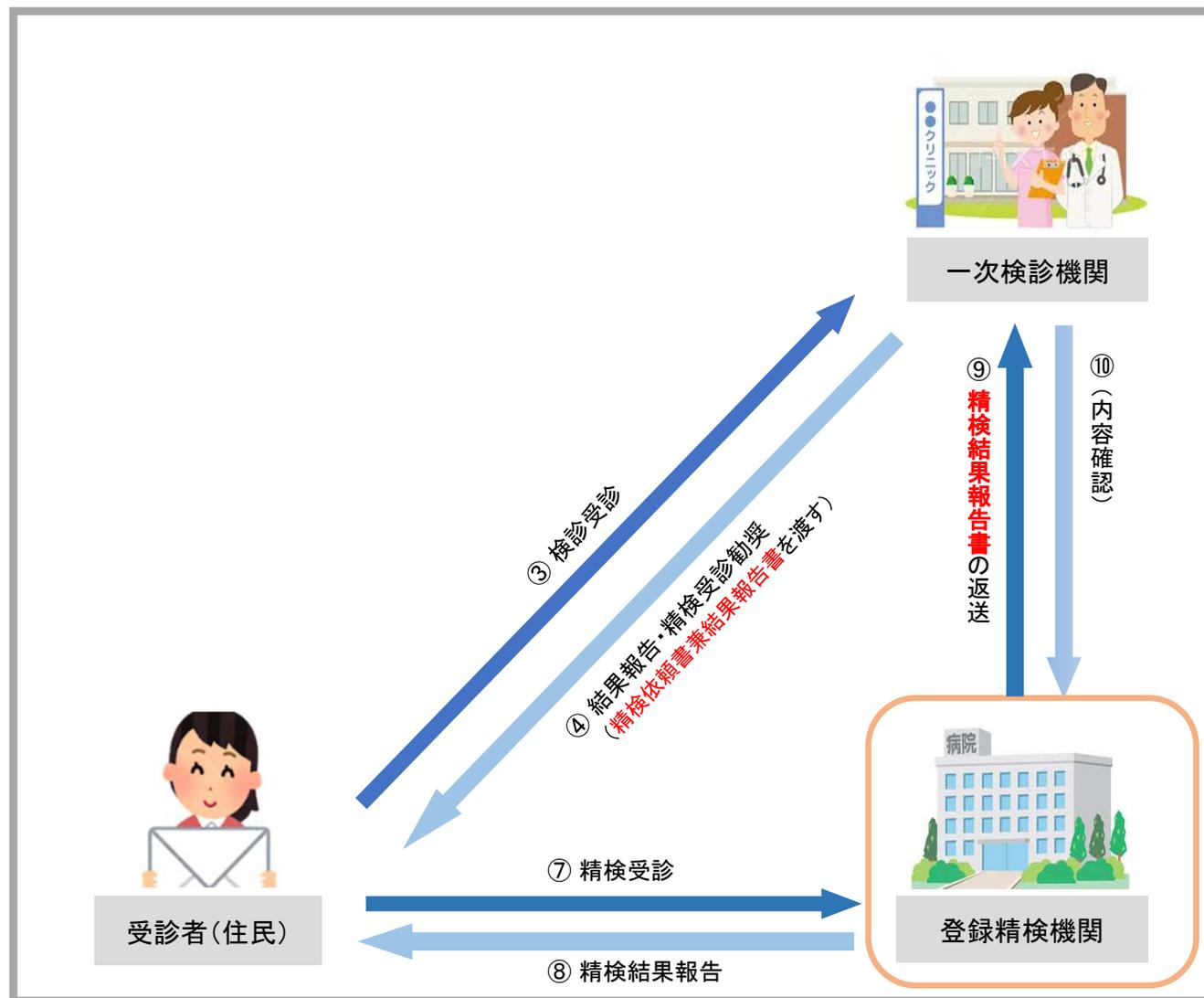


- ① 委託契約
- ② 受診勧奨
(受診券・「検診を受診する方へ」の送付)
- ③ 検診受診
- ④ 結果報告・精検受診勧奨
(精検依頼書兼結果報告書を渡す)
※ 原則として4週間以内
- ⑤ 検診結果報告
- ⑥ 結果報告・精検受診勧奨
(精検依頼書兼結果報告書を渡す)
(⑤ 検査結果報告後に直ちに行う。電話、通知、ハガキ等の方法は問わない)
- ⑦ 精検受診
(紹介状+精検依頼書兼結果報告書を受診者本人が持っていく)
- ⑧ 精検結果報告
- ⑨ 精検結果報告書の返送
- ⑩ (内容確認)
(精検結果報告書に不備があった場合は確認を行う)
- ⑪ 精検結果報告書の返却
特定郵便(対面で受取可能かつ配達記録が残るもの)を使用する
- ⑫ 精検受診再勧奨
(精検未受診者に⑥ 精検受診勧奨した時を起点に原則として3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月のタイミングで行う。)

ポイント

- 【④、⑥】 精検依頼書兼結果報告書を、市町村と一次検診機関のどちらから受診者へ渡すのか、各市町村ごと契約の中で整理しておくことが必要
- 【⑥、⑫】 精検受診勧奨・再勧奨時に、既に登録精検機関を受診していることが判明した場合には、市町村から登録精検機関へ精検結果の送付を促す
- 【⑨】 詳細な検査のために、登録精検機関から別の精検機関を紹介した場合には、登録精検機関から経過を一次検診機関に報告する。

統一運用フロー 【登録精検機関】

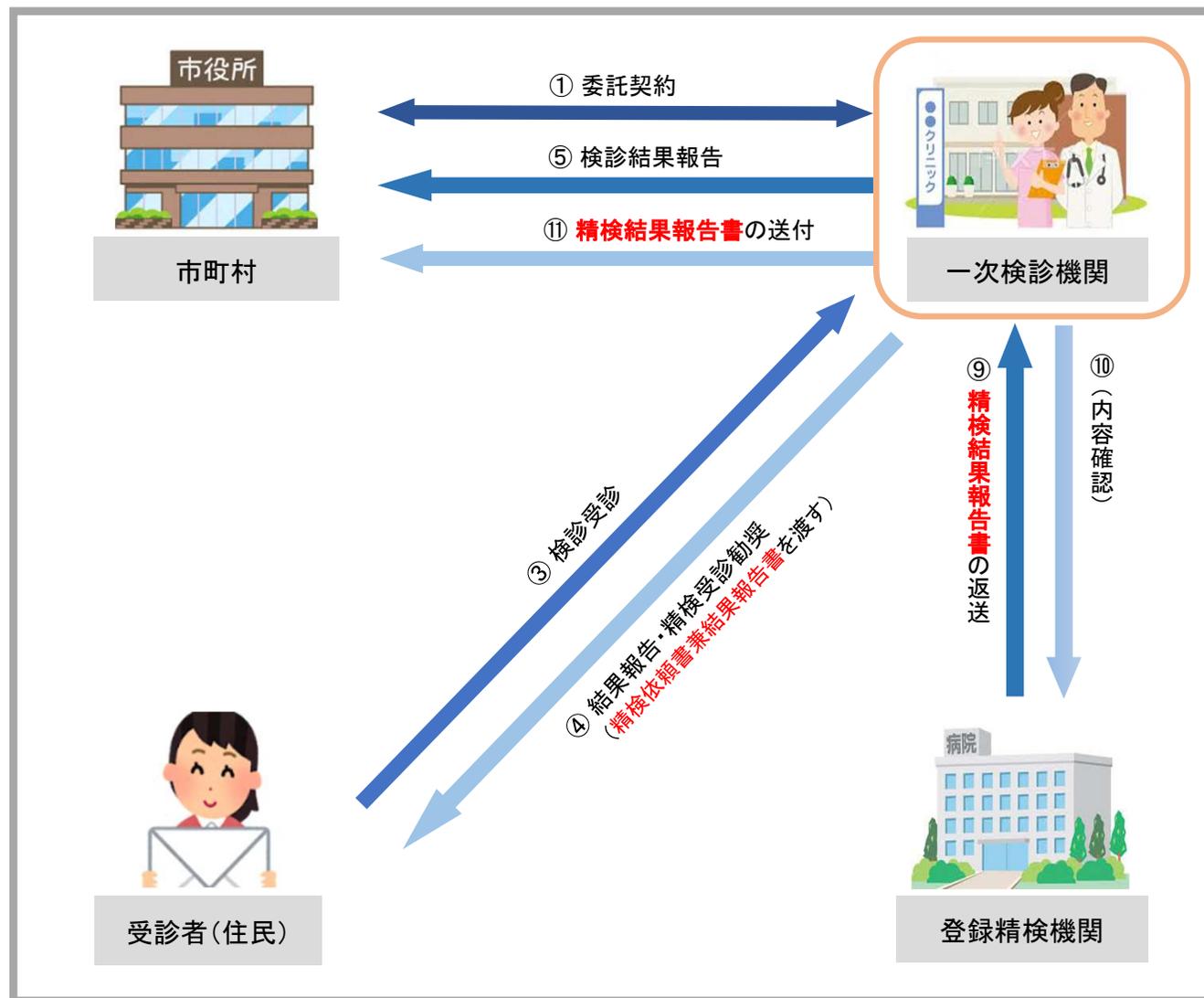


お願いしたいこと

⑧⑨ 結果を精検結果報告書へ記入いただき、早めに一次検診機関へ報告してください

治療等のため、別の医療機関を紹介した場合には、登録精検機関から経過を一次検診機関に報告してください

統一運用フロー 【一次検診機関】



お願いしたいこと

- ④ 精検受診勧奨の際、一覧の配布、提示、紹介等をお願いします。
(契約で市町村が実施する場合は除く)
- ④⑤ 結果報告はなるべく受診後4週間以内をお願いします。
- ⑨⑩ 登録精検機関から返送のあった「精検結果報告書」を市町村へ送付してください。
- ⑩ 内容を確認し、不備があれば登録精検機関への照会をお願いします。
- ⑨ 精検結果報告の返送がない場合、登録精検機関と連絡をとり、結果の把握に努めて下さい。※

※ 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。
(「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(厚生労働省)より)

項目	登録基準
① 施設基準	<ul style="list-style-type: none">● 精密検査として、高分解能CT検査が実施できること。 (実施可能な他の医療・検査機関との連携により実施する場合を含む。 この場合も受診者への結果説明は自院で行うこと)● 確定診断及び治療等のため、自身の施設以外で更に検査や治療が必要な場合、適切な医療機関を紹介できること。
② 資格要件	<ul style="list-style-type: none">● 精密検査を行う医師は、肺がんの診断、治療に関する専門性を有すること。
③ 研修参加	<ul style="list-style-type: none">● 肺がんの診断・治療に関する知識・技術の向上に資する学会、研修会及び生活習慣病検診等従事者講習会等に年1回以上参加している医師が勤務していること。

項目	登録基準
① 施設基準	<ul style="list-style-type: none">● 次の精密検査及び診断が実施できること (実施可能な他の医療・検査機関との連携により実施する場合を含む)<ul style="list-style-type: none">(1) 診断用乳房エックス線(2) 診断用乳房超音波検査(3) 細胞診及び組織診 (針生検・吸引式組織生検・外科的生検)● 確定診断及び治療等のため、自身の施設以外で更に検査や治療が必要な場合、適切な医療機関を紹介できること
② 資格要件	<ul style="list-style-type: none">● 精密検査を行う医師は、乳がんの診断、治療に関する専門性を有すること。 なお、専門性については次のいずれかの要件を満たすことが望ましい。<ul style="list-style-type: none">(1) 日本乳癌学会の乳腺専門医または認定医であること(2) 精中機構主催の読影講習会を受け、AまたはB評価を受けていること
③ 研修参加	<ul style="list-style-type: none">● 乳がんの診断・治療に関する知識・技術の向上に資する学会、研修会又は生活習慣病検診等従事者講習会等に年1回以上参加している医師が勤務していること。

登録の手続きについて

肺 乳

届出書類

- 様式1-1 「がん検診精密検査医療機関の登録に係る届出書」
- 様式1-2 「施設基準等に関する調書」

送付方法

- 郵送：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
- FAX：055-223-1499

山梨県福祉保健部 健康増進課 がん対策推進担当 あて

登録の手続きについて

肺 乳

登録の決定

- 届出受理決定後、名簿へ登録し、届出のコピーを送付



周知

- 登録された精検医療機関を、各市町村、検診実施機関に対して周知
- 要精検者へ、登録精検機関に関する情報を提供
(一覧の配布、提示、紹介など)

登録後、精検医療機関にお願いしたいこと

- 令和8年度から順次、精検受診者が「精検依頼書兼結果報告書」を持参します。
- 精密検査実施後に結果を記入していただき、早めに検診実施機関に報告をお願いします。
(結果判断に数ヶ月かかる場合、お手数ですが、一度「がんの疑いまたは未確定」で報告をお願いします)
- 問い合わせは、原則として検診実施機関からとなりますが、市町村から問い合わせがあった場合にもご協力をお願いします。
- 肺または乳がんの診断・治療に関する学会、研修会、生活習慣病検診従事者講習会等への積極的な参加をお願いします。

今後の予定

- 3月5日（木） 肺がん検診従事者講習会
- 3月10日（火） 肺がん検診読影講習会

(3) 届出の記載方法

届出の記載方法



様式 1-1

乳がん検診精密検査医療機関の登録に係る届出書

受理番号		記載不要	
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日

乳がん検診精密検査医療機関の登録に係る届出

乳がん検診精密検査医療機関の登録について、別添調書を添えて届出（報告）します。
また、乳がん検診登録精密検査医療機関名簿に掲載され、公表されることに同意します。

令和8年2月12日

記載した
年月日

保険医療機関の所在地	山梨県甲府市丸の内 ●●
名称	●●クリニック
開設者名	医療法人●●会 理事長 ●●●
電話番号	055-●●-●●●●

医療機関の
情報

届出の記載方法

肺

様式 1-2

肺がん検診精密検査医療機関の登録基準等に関する調書

1 肺がん検診精密検査の実施体制

	自院で可 ①	他機関等との連携により可 ②	不可 ③	登録要件
高分解能CT検査の実施		○		①または②であること

注 該当する箇所に○をすること。



②の場合、連携する医療・検査機関名

●● 病院

注 主な連携機関について記載すること。(最大3機関)

乳

様式 1-2

乳がん検診精密検査医療機関の登録基準等に関する調書

1 乳がん検診精密検査の実施体制

	自院で可 ①	他機関等との連携により可 ②	不可	
(1) 診断用乳房エックス線の実施	○			対応している検査方法に○をしてください。 ①または②であること
(2) 診断用乳房超音波検査		○		
(3) 細胞診及び組織診の実施		○		

注 (1) から (3) それぞれについて、該当する箇所に○をすること。



②の場合、連携する医療・検査機関名

●● 病院

②を選択した場合、連携する医療機関または検査機関名を記載してください。

注 主な連携機関について記載すること。(最大3機関)

届出の記載方法【肺・乳】

肺

2 肺がん検診精密検査を担当する医師名等

医師氏名	職名	専門性
● ● ● ●	院長	<input checked="" type="checkbox"/> 呼吸器専門医 <input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医 <input type="checkbox"/> 放射線科専門医 <input type="checkbox"/> 上記以外（肺がんの診断、治療の経験）
○ ○ ○ ○	副院長	<input type="checkbox"/> 呼吸器専門医 <input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医 <input type="checkbox"/> 放射線科専門医 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外（肺がんの診断、治療の経験）
		<input type="checkbox"/> 呼吸器専門医 <input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医 <input type="checkbox"/> 放射線科専門医 <input type="checkbox"/> 上記以外（肺がんの診断、治療の経験）

- 注1 該当する医師数が4人以上の場合には、別葉とすること。
 2 専門性について、該当項目を☑又は■とすること。

乳

該当箇所にチェックをお願いします

2 乳がん検診精密検査を行う医師名等

医師氏名	職名	専門性
● ● ● ●	院長	<input type="checkbox"/> 日本乳癌学会の乳腺専門医 <input type="checkbox"/> 日本乳癌学会の乳腺認定医 <input checked="" type="checkbox"/> 精中機構主催の読影講習会A・B評価 <input type="checkbox"/> 上記以外（乳がんの診断、治療の経験）
○ ○ ○ ○	副院長	<input type="checkbox"/> 日本乳癌学会の乳腺専門医 <input type="checkbox"/> 日本乳癌学会の乳腺認定医 <input type="checkbox"/> 精中機構主催の読影講習会A・B評価 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外（乳がんの診断、治療の経験）
		<input type="checkbox"/> 日本乳癌学会の乳腺専門医 <input type="checkbox"/> 日本乳癌学会の乳腺認定医 <input type="checkbox"/> 精中機構主催の読影講習会A・B評価 <input type="checkbox"/> 上記以外（乳がんの診断、治療の経験）

- 注1 該当する医師数が4人以上の場合には、別葉とすること。
 2 専門性は、該当項目を☑又は■とすること。

届出の記載方法

肺 乳

3 乳がん患者の治療及び他医療機関の状況

(1) 自院において診断（疑い含む。）した患者の確定診断・治療の必要性から紹介する医療機関

医療機関名
●●病院

1カ所以上記載
してください

注 主な保険医療機関について記載すること。（最大3機関）

(2) 自院における治療の実施状況

区分	例数
治療例数	10 例
(手術件数)	(3 例)
(非手術件数)	(7 例)

届出するがんに対する治療の実施状況を記載してください。
(登録要件ではありませんので、0でも差し支えありません。)

注1 届出の直近1年間の実施状況について、可能な範囲で記載すること。

2 手術件数、非手術件数を（ ）内に再掲すること。

届出の記載方法

肺 乳

4 学会・研修会等への参加状況

参加した学会・研修会名
山梨県生活習慣病検診等従事者講習会

講習会への参加は必須ですが、今まで参加されたことがない場合も、今後参加いただければ、登録が可能です

注 届出の直近1年間の参加状況について、可能な範囲で記載すること。

5 連絡先担当部署等

担当部署（診療科等）	担当者名	電話番号（内線）	責任者
●●課	●●	●●	●●

登録に関する問合せ窓口のご担当者の情報を記載してください

注 市町村、一次検診機関等が精密検査結果等について問い合わせる場合、窓口となる部署、担当者名等を記載すること。また、複数の担当者がある場合、責任者となる者の責任者欄に丸を記載すること。

(4) 今後のスケジュール

登録スケジュール

- 本日 医療機関への説明会（Web）

 - 3月13日 登録〆
一覧完成（その後も受付可）
一覧を市町村・検診機関へ共有

- 統一運用開始

本日の資料の掲載

山梨県 | 閲覧支援 | Language | 組織案内 | 事業者向け | 魅力 | 検索 | 緊急・災害情報

防災・安全 | 暮らし | 教育・子育て | 医療・健康・福祉 | まちづくり・環境 | しごと・産業 | 観光・スポーツ | 県政情報・統計

トップ > 医療・健康・福祉 > 健康・保健 > がん情報 > 山梨のがん情報

山梨のがん情報

「がん」は生涯で日本人の2人に1人がかかるといわれており、私たちにとって身近な病気となっています。このページでは、がん患者さんを含む県民の方に向けて、県内のがんに関する情報を幅広く提供しています。

- **がんのことを知る**
 - がんについて(外部リンク：がん情報サービス)
 - 病名から探す(外部リンク：がん情報サービス)
 - 山梨のがん統計
 - がん登録
 - がん教育
 - がんに関するイベント等
- **がんの予防・早期発見**
 - がん検診について
 - 要精密検査となったら
 - ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種
 - がん検診登録精密検査医療機関の登録手続き
- **がんの治療**
 - 山梨のがん医療
 - 納得して治療を受けるために
 - 緩和ケアについて
 - がんのリハビリテーション
- **患者支援・情報提供**
 - がんに関する相談窓口
 - 妊孕性温存療法について
 - ウィッグ等への助成
 - がん治療と仕事の両立

山梨のがん情報 | 検索

山梨県 | 閲覧支援 | Language | 組織案内 | 事業者向け | 魅力 | 検索 | 緊急・災害情報

防災・安全 | 暮らし | 教育・子育て | 医療・健康・福祉 | まちづくり・環境 | しごと・産業 | 観光・スポーツ | 県政情報・統計

トップ > 医療・健康・福祉 > 健康・保健 > がん情報 > 山梨のがん情報 > 要精密検査となったら > がん検診登録精密検査医療機関の登録手続き

ツイート シェア ページID: 124475 更新日: 2026年2月4日

がん検診登録精密検査医療機関の登録手続き

山梨県では、がん検診で要精密検査となった方が受診先を選択する際の参考となるよう、精密検査に関する一定の施設基準を満たす医療機関を「がん検診登録精密検査医療機関」として登録しています。

登録された医療機関については、県が作成する一覧に登載します。この一覧は、山梨県HPで公開するほか、市町村等が実施するがん検診において、要精密検査となった方へ配布されます。詳しくは下記をご覧ください。

また、令和8年2月12日(木)に開催した「肺がん検診・乳がん検診の精密検査医療機関登録制度説明会」の資料はこちらをご参照ください。

新規届出

登録を希望される医療機関については、がん種ごとの要綱、基準等をご確認の上、届出書及び調書を山梨県健康増進課がん対策推進担当あて提出してください。

がん種	基準	届出様式
-----	----	------

精検受診率 90%を達成するため
ご協力をお願いします